

さいたま市告示第1535号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成26年10月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ベルクさいたま根岸店

所在地 さいたま市南区根岸五丁目17番地2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ベルク

代表者氏名 代表取締役 原島 功

住所 埼玉県大里郡寄居町大字用土5456番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

・次の表のとおり

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社ベルク	代表取締役 原島 功	埼玉県大里郡寄居町大字用土5456番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年6月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,931㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

・次の表のとおり

位置	収容台数	備考
店舗東側駐車場	45台	
店舗屋上駐車場	45台	
計	90台	

イ 駐輪場の位置及び収容台数

・次の表のとおり

位置	収容台数	備考
店舗東側駐輪場	100台	
計	100台	

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

・次の表のとおり

位置	面積	備考
店舗屋上北側 荷さばき施設	72㎡	

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・次の表のとおり

位置	容量	備考
店舗屋上北側廃棄物保管施設①	4.05 m ³	紙類
店舗屋上北側廃棄物保管施設②	0.18 m ³	金属類
店舗屋上北側廃棄物保管施設③	0.18 m ³	ガラス類
店舗屋上北側廃棄物保管施設④	4.05 m ³	プラスチック類
店舗屋上北側廃棄物保管施設⑤	0.72 m ³	生ごみ
店舗屋上北側廃棄物保管施設⑥	0.36 m ³	その他可燃物
計	10 m ³	(小数点以下四捨五入)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・次の表のとおり

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベルク	午前9時00分	翌午前1時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

・次の表のとおり

駐車場	利用可能時間帯
店舗東側駐車場	午前8時30分から翌午前1時30分
店舗屋上駐車場	午前8時30分から午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・次の表のとおり

区分	出入口の数
店舗東側駐車場・店舗屋上駐車場 出入口	2箇所
計	2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・次の表のとおり

位置	荷さばき可能時間帯
店舗屋上北側 荷さばき施設	午前6時00分から午後10時00分

2 届出年月日

平成26年10月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成26年10月30日から平成27年3月2日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成26年10月30日から平成27年3月2日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966